

入 札 説 明 書

令和6年8月13日千葉市公告第675号により公告した千葉市休日救急診療所移転業務委託の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

千葉市休日救急診療所移転業務委託

(2) 委託業務の内容

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

千葉市美浜区幸町1丁目3番9号

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められて（以下「入札参加資格の認定」という。）いる者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145条）第40条の2第1項の許可であつて、医療機器修理業の許可を有する者であること。

(4) 仕様書別紙1「移転物品リスト」中、作業区分A（付属物含む）に該当する物品について、製造メーカーまたは当該製造メーカー指定業者が据付調整等の作業を履行することを確約できる

者であること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、本項（４）に規定する書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- （１）提出期間 公告の日の翌日から令和６年９月２日（月）まで
（土・日曜日及び休日を除く午前９時３０分から午後４時３０分まで）
- （２）提出場所 後記８の契約事務担当課
- （３）提出方法 持参
- （４）提出物 ①入札参加資格確認申請書
②上記２（３）に係る許可証の写し（許可期限が有効なものに限る。更新許可申請中の場合は、受理されたことが認められる申請書等の写しを添えること。）
- （５）確認通知 令和６年９月１３日（金）までに入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 入札手続等

- （１）入札・開札の日時及び場所

日 時 令和６年９月２５日（水）午前１１時００分

場 所 千葉市中央区千葉港１番１号

千葉市役所高層棟３階 Ｌ会議室３０４

※入札参加資格確認結果通知書の提示を求めるので必ず持参すること。

- （２）入札方法

入札者は、原則として前記（１）の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記８の契約事務担当課宛とし、入札日前日の午後５時００分までに書留郵便にて必着のこと。

- （３）入札書に記載する金額

入札金額は、本業務に要する一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

- （４）入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ委任状を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

- （５）入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和４０年千葉市規則第３号）第８条に該当する場合は、免除とする。）

- （６）落札者の決定方法

千葉市契約規則第１０条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札

をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(7) 無効となる入札

千葉県契約規則第 16 条の規定に該当する入札

5 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。

6 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、2 回とする。

(3) 再度入札には、前回の入札に参加しなかった者、前回の入札で無効とされた者、及び前回の入札価格が最低制限価格を下回った者は参加できない。

7 契約の手続等

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉県契約規則第 29 条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉県契約規則等は、千葉県ホームページ「千葉県例規集」から閲覧できる。

(https://www1.g-reiki.net/chiba/reiki_honbun/g002RG00000202.html#e000000202)

(5) その他提出物

落札者は、ただちに積算内訳書を提出すること。

8 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市保健福祉局医療衛生部医療政策課地域医療班

電話 043-245-5210

電子メール seisaku.HWM@city.chiba.lg.jp

9 その他

(1) 入札参加資格を有しない者の参加

前記2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者が競争入札に参加するためには、原則として、

千葉県電子自治体共同運営協議会が運用する「ちば電子調達システム」により資格審査の申請手続きを速やかに行い、本市において、入札参加資格の認定を受け、かつ、令和6年9月2日（月）までに前記3の入札参加資格確認申請書の提出をしなければならない。

なお、資格審査の申請手続きを行う前に下記までお問い合わせください。

千葉県財政局資産経営部契約課契約第二班 電話 043-245-5089～5090

（2）契約締結の停止等

この調達契約は、「政府調達に関する協定」の適用を受けるため、千葉市入札適正化・苦情検討委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請等を受けた場合は、調達手続の停止等があり得る。